

リサイクル情報バンクについて

1 目的

各家庭で不用となった家具・自転車等を、市が情報交換の窓口となって、必要とする人へ紹介することで有効に活用してもらい、ごみとして廃棄することなく、再利用の促進とごみの減量化を図ることを目的に実施します。

2 対象者

釧路市民(営利を目的とする者を除きます。)

3 対象品目

家具、自転車、家電製品、冷暖房機器、音楽用品、学用品、ベビー用品、健康用品、書籍、その他一般家庭用品全般で修理を要せず、再利用が可能と判断されるものです。

<対象としない品目>

食料品、衣類、医薬品、化粧品、自動車、オートバイ、動植物、修理を要するもの、その他リサイクル情報として適当でないと判断されるものです。

4 利用方法

(1) この制度を利用し、家具・自転車等を譲りたい方(以下、「提供者」という。)、希望する方(以下、「希望者」という)は、電話・来庁等により市に申込みをして下さい。

(2) 市は、この申込みを受けた場合、速やかに登録名簿に登載し、該当する品物があった場合に登録された提供者・希望者を紹介します。

この場合、品物の受け渡しの方法等については、当事者同士の責任で話し合うものとします。

(3) 譲渡が決定した場合、登録を抹消しますので、希望者又は提供者は市に連絡して下さい。

(4) 品物は、すべて無料とします。

(5) 市は、品物の情報提供のみで、品物の保管はしません。

5 登録期間

3ヶ月です。3ヶ月が経過して譲渡決定がされなかった登録については、自動的に登録を抹消します。

6 周知方法

(1) 市庁舎1階ロビーの掲示板、及び釧路市ホームページに、現在登録されている情報を紹介します。

(2) 写真については、提供者の任意により提供を受けます。(強制ではありません、また、環境保全課で赴いての写真撮影もしません。現像したものでも、デジタルデータでもどちらでも構いません。)

提供を受けた写真は、ホームページ上での公開と、掲示板に掲示する「情報カード」の裏面に貼付します。